

一 私の基本的な立場

- ・ 税法の研究者として、また税務弁護士としての経験から行審法改革の方向性について述べたい
- ・ 租税法律主義なのに現場・処分庁職員が法律を必ずしも知らない。判例による変更も周知されていない。
- ・ また、現行の「意識決定」には異議申立人の主張に対応した回答がなされず、処分庁に不利な主張等は黙殺されている。
- ・ 異議段階において口頭意見陳述が可能だが、その手続や方法は処分庁によってバラバラである。
- ・ 審査請求での処分庁の答弁は請求人の主張に対応していないのが普通。
- ・ その意味で、現行の国税の不服申立は問題がありすぎる。しかし、裁判手続以上に不服申立手続は重要だと考えている。なによりも、救済の迅速性・簡易性というメリットがあるからである。

二 行政不服審査法に係わる論点について

1. 全般について

①不服審査法は国税通則法との関係でいうと、補充法でもあり、先導法でもある。行政救済の理念を語り、国税通則法をリードするものであってほしい。しかし、改正案は市民社会における行政救済をリードするものとはほど遠い。何よりも、数年間もかけて議論した結果、不服申立期間が弁護士の努力によってようやく3ヶ月にされただけということに象徴されている。

国税通則法の改正もこれに習って3ヶ月に改正される方向であったが、この3ヶ月への延長では税務の問題は従来同様と言わざるをえない。なぜなら、納税者の代理人である税理士は12月から3月までの期間、申告代理業務に忙殺されているからである。

誰の目線で改革をしたのか。処分を受ける市民の目線なのか、処分をしている行政庁の目線なのか。私には行政庁の目線しか感じられなかった。

改正案が対審構造を導入したのは、現行の国税不服審判所の口頭意見陳述に対比してベターと評価している。同時により簡易で、救済の可能性の高い制度も検討されるべきで、とりわけ行政内部の運用基準に反している「不当」な処分についての簡易な救済システムが検討されてもよいように思われる。

②国税の場合、国税不服審判所に第三者性が欠け、有効に機能していないのは周知の事実。「何人も自己の審判官たり得ず」という当然のことが守られていない。

なによりも、審判官が再び現場に戻るという人事の問題があり、専門性や、権限の問題

も関連し、次の規定に象徴されるように、第三者性は失われている。

第99条（国税庁長官の指示等）

国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならない。

2 国税庁長官は、前項の申出があつた場合において、国税不服審判所長に対し指示をするときは、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当と認める場合を除き、国税審議会の議決に基づいてこれをしてしなければならない。

2 行政不服審査会について

- ① そのような選択はあってよい。
- ② このような救済機関を設置するなら、国税も対象にすべきであり、その意味で中途半端と言えよう。
- ③ 基本的にそう考えている。しかし、それぞれの分野ごとにより第三者的なものができることを妨げるべきではないであろう。
- ④ これはこの人事の独立性の確保の有無にかかわっているように思われる。
- ⑤ そういえるかもしれない。
- ⑥ 現行の実態について不案内なので回答を留保
- ⑦ 地方も当然であろう。なお、地方税の場合は、現行の救済のあり方は適切とは思えない。国税と別の方法が必ずしも望ましいとは思わない。しかし、いわゆる地方自治論との調整が必要。

3 再調査の請求、不服申立前置について

- ① 「再調査の請求」というネーミング自体が大失敗。昭和20年代の国税の用語。納税者は「再調査」という名前におびえて救済手続に入らない。
- ② 前置は不要。選択制で十分。私個人は、訴訟よりも不服申立を重視しているので、異議申立や審査請求を行うが、ケースによっては無駄な時間の浪費である場合がある。

4 その他

- ① 中立性確保は人事権限のあり方と連動する。審理員の身分の独立性が確保されているようには見えない。
- ② 弁護士以外のものもそれぞれの行政領域に相応しいものなら当然代理をすることができると思ふべきである。

三 めざすべき道は

審判所から裁判所へ発展したドイツ財政裁判所に半年間客員裁判官として留学した経験からすると、行政救済には「**専門性**」・「**独立性**」・「**市民の目**」が必要に思える。

税制の分野に限定して述べると、現行の国税不服審判所の機能を充実し、地方税も含めた第三者税法専門救済機関として再整備する方がより現実的とも思える。その場合、

- ①現行の国税不服審判所を租税不服審判院に改称する。
- ②常任審判官は国税・地方税の課税実務を5年以上担当したことのある者から選抜し、原則として退官まで審判官とする。
- ③非常勤民間審判官を税法学者及び司法試験合格者から抽選で任命し、一定期間審判官として従事させる。
- ④裁決は同数の常勤及び非常勤の審判官の合議の上決定する。そこで、結論が出なかった場合は、非常勤審判官の数が多い合同審判官会議で決定する。
- ⑤審理は対審構造とする。
- ⑤裁決は全て公表する。

等の方向性を検討すべきであろう。